

議員提出議案第11号

交野市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を、別記のとおり交野市議会会議規則第14条の規定により提出します。

規則案……別記

令和4年10月3日提出

提出者	交野市議会議員	久保田	哲
賛成者	交野市議会議員	岡田	伴昌
賛成者	交野市議会議員	皿海	ふみ

提案理由 新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等の有事の際においても、委員会等の活動を停滞させることなく、継続して行うため、オンラインによる方法を活用した委員会等を開くことができるよう、出席委員に関する措置を定めるほか、所要の改正を行いたいため。

交野市議会会議規則の一部を改正する規則案

交野市議会会議規則の一部を改正する規則

交野市議会会議規則（昭和４７年議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

目次中「第９４条」を「第９４条の２」に改め、「第１６６条」の次に「第１６６条の２」を加える。

第２章第１節中第９４条の次に次の１条を加える。

（出席委員に関する措置）

第９４条の２ この章（第５節及び第６節を除く。）における出席委員には、交野市議会委員会条例（昭和４７年条例第２４号。以下「委員会条例」という。）の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席した委員を含む。

第１１７条に次の１項を加える。

３ 前２項の場合において、委員会条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

第１４２条に次の１項を加える。

３ 前項の場合において、委員会条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

第７章中第１６６条の次に次の１条を加える。

（協議等の場の開催方法の特例）

第１６６条の２ 前条の協議等の場について、招集権者が必要と認めるときは、オンラインによる方法を活用して開くことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。